

第6期

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画

令和4（2022）年4月 1日から

令和9（2027）年3月31日まで

5年間

岡山県

目 次

1	特定計画策定の目的及び背景	1
	(1) 目的	1
	(2) 背景	1
	ア これまでの経緯	1
	イ 被害対策強化に向けた取組	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	管理が行われるべき区域	2
5	現状	2
	(1) 生息動向	2
	(2) 生息環境	3
	(3) 捕獲状況	4
	ア 捕獲の現状と動向	4
	イ 錯誤捕獲への対応状況	5
	ウ 捕獲の担い手に関する状況	5
	(4) 被害状況及び対策の実施状況	5
6	特定計画の評価と改善	7
	(1) 捕獲状況の評価	7
	(2) 被害状況及び対策の実施状況の評価と改善	7
7	管理の目標	8
	(1) 目標	8
	(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	8
8	数の調整に関する事項	9
	(1) 個体群管理の考え方	9
	(2) 個体群管理の方法	9
	ア 狩猟期間の延長	9
	イ くくりわなの輪の直径の規制の緩和	9
	ウ 有害鳥獣許可捕獲の推進	9
	エ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施	9
	(3) 地域間の連携	9
9	生息地の保護及び整備に関する事項	9
10	被害防止対策に関する事項	10
11	モニタリング等の調査研究	10
12	その他管理のために必要な事項	10
	(1) 狩猟者の確保及び捕獲技術の向上	10
	(2) 計画の実施体制	11
	(3) 捕獲個体の活用の推進	11
	(4) 豚熱対策の取組	11
	ア 感染症に関する状況把握	11
	イ 捕獲強化の推進	11
	(5) その他	11
	【参考資料】 イノシシ管理計画のこれまでの変遷	12

1 特定計画策定の目的及び背景

(1) 目的

県内に生息するイノシシについて、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 7 条の 2 の規定に基づく第二種特定鳥獣管理計画を策定し、生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図ることで、個体群の適正な管理を目指す。

(2) 背景

ア これまでの経緯

本県では、イノシシは古くから生息し、貴重な狩猟資源として自然環境を構成する要素として生態系の中で重要な役割を果たしてきた。しかし、平成 2（1990）年頃から、イノシシによる農林業被害が全県的に目立つようになってきたため、県では市町村と連携して侵入防止柵設置や有害鳥獣許可捕獲等の被害防止対策に取り組んできた。

こうした中、国では平成 25（2013）年 12 月に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、イノシシの生息数を平成 23（2011）年度を基準に、令和 5（2023）年度までに半減を目指すこととし、イノシシの管理強化を進めている（以下「国の当面の目標」という。）。

この状況に対応するため、県ではイノシシを法に基づく第二種特定鳥獣に指定し、平成 29（2017）年 4 月に第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画（以下「前期イノシシ管理計画」という。）を策定した。今回、前期イノシシ計画が令和 4（2022）年 3 月 31 日に終期を迎えるため、新たな第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画を策定する。

イ 被害対策強化に向けた取組

前期イノシシ管理計画では、イノシシによる被害の軽減と生息密度の低減を目指して、国や県の補助事業を活用した侵入防止柵などの設置支援に加え、鳥獣被害防止対策の専門家と連携し、技術講習会の開催や効果的な防護柵設置のための現地指導等の総合的な対策に取り組んできた。

また、集落ぐるみの自衛意識の強化に向けて、荒廃農地や未利用林の管理、誘引物除去等、イノシシが出没しにくい環境整備や地域の防護体制の構築に関係者と連携して取り組んできた。

捕獲強化に向けては、平成 30（2018）年度から、市町村が行う有害鳥獣許可捕獲への支援対象期間を、それまでの 7～9 月から非狩猟期間（3 月 16 日～11 月 14 日）に拡大し、県全域での捕獲強化を図ってきた。

更に、狩猟の担い手確保・育成対策として、新規狩猟免許取得や有害鳥獣駆除班活動への助成や狩猟免許取得者の捕獲技術の底上げを目的とした講習会の開催に取り組んできた。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ(*Sus scrofa*)

3 計画の期間

令和 4 (2022) 年 4 月 1 日から令和 9 (2027) 年 3 月 31 日 (第 13 次鳥獣保護管理事業計画の期間内)

4 管理が行われるべき区域

岡山県全域

5 現状

(1) 生息動向

イノシシは、これまで県北西部での確認が多いと推定していたが、令和 3 (2021) 年度に実施した生息状況調査では、推定生息密度は一部の地域では増加しているものの、全体的には減少傾向となっている(図 1)。

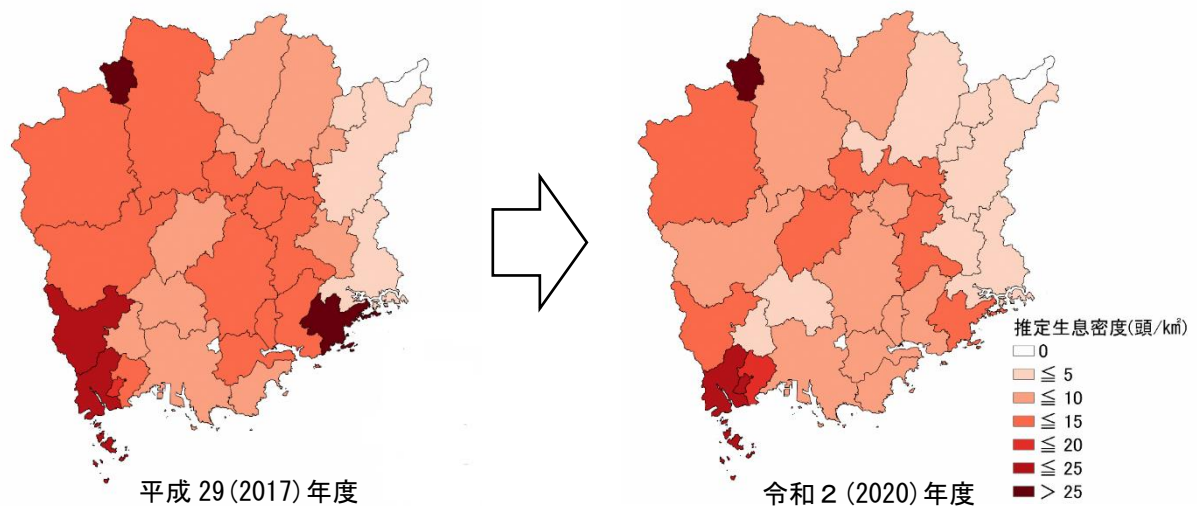


図 1 推定した市町村別の生息密度 (頭/km²)

また、県全体のイノシシの生息数は、平成 26 (2014) 年度以降は減少傾向に転じている。

なお、令和 2 (2020) 年度末の推定生息数の中央値は、44,452 頭(90%信用区間: 26,890 頭~85,410 頭)、自然増加率の中央値は 1.56、増加数の中央値は 27,245 頭であった(図 2、表 1)。

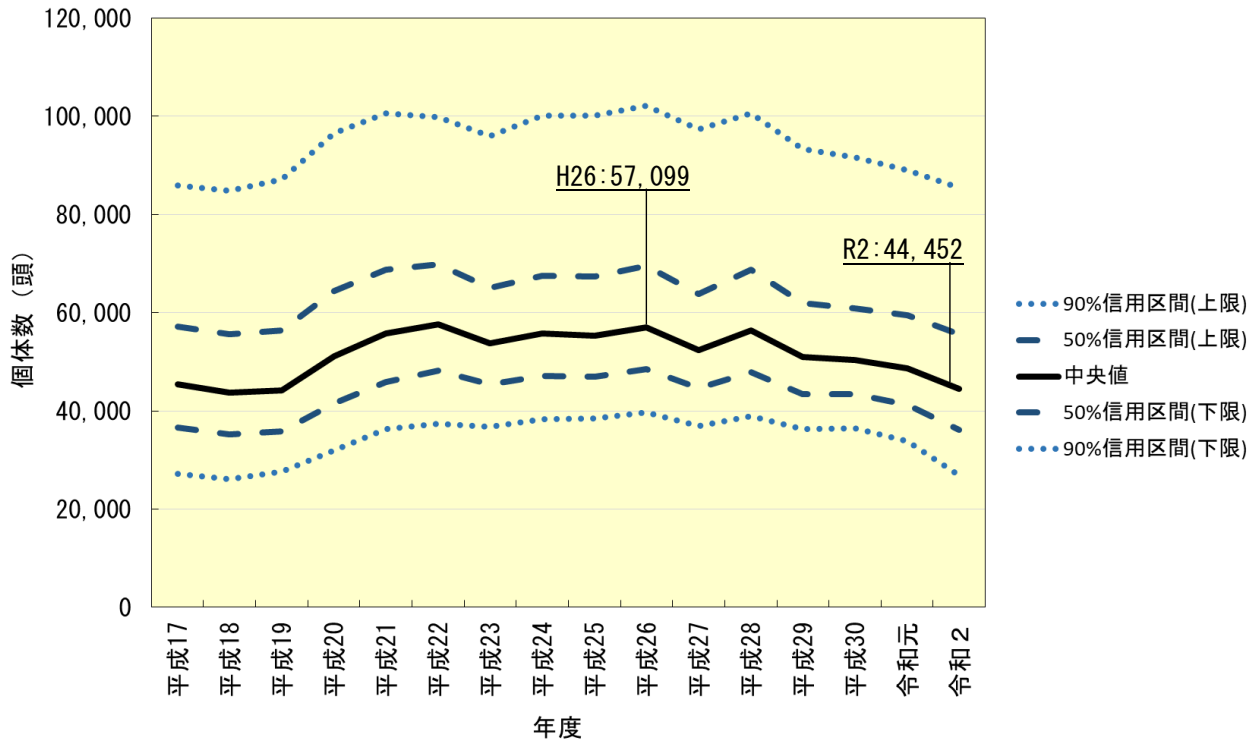


図2 推定個体数の推移

表1 令和2年度時点での各変数の推定結果

項目	数値
銃猟の捕獲効率 (頭/日)	0.482
わなの捕獲効率 (頭/日・100基)	0.201
推定自然増加率の中央値 (90%信用区間) (%)	56 (21 ~ 88)
推定生息数の中央値 (90%信用区間) (頭)	44,452 (26,890 ~ 85,410)
推定増加数の中央値 (90%信用区間) (頭)	27,245 (15,101 ~ 38,008)

※推定自然増加率、推定生息数、推定増加数は、捕獲数、目撃効率、捕獲効率のデータを基に階層ベイズ法により推定した (狩猟と有害鳥獣捕獲による捕獲数は H17(2005)年度～R2(2020)年度のデータを、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数は H27(2015)年度～H29(2017)年度のデータを、銃猟の捕獲効率は H23(2011)年度～R2(2020)年度のデータを、わなの捕獲効率は H23(2011)年度～R2(2020)年度のデータを活用した)。

(2) 生息環境

本県は、県北部の兵庫県及び鳥取県境付近には標高1,000mを超える中国山地の山々が連なり、中南部は500m前後の丘陵地帯から瀬戸内海沿岸の平野部に至るまでの多様な地形を形成している。県土面積の約7割を森林が占めており、中国山地から瀬戸内海にかけて多様な気候や地形等の自然的条件、利用形態によって様々な森林を形成してい

る。北部では、積雪の多い中国山地の奥山にはブナ林が見られるほか、ヒノキ・スギの人工林率が高い地域が多く、比較的温暖な気候の中南部では、アカマツを主体とする森林が多い。

被害対象となる田畑の耕地面積の推移を見ると、前期イノシシ管理計画策定時となる平成 28(2016)年の耕地面積は6万5千900ha から令和 2 (2020)年は6万3千600ha と約2千ha 減少している。一方では、イノシシの隠れ場所やエサ場となる荒廃農地面積は、近年、約1万1千ha で推移している(表2)。

表2 耕地面積等の状況

単位：ha

年次	H28年 (2016)	H29年 (2017)	H30年 (2018)	R元年 (2019)	R2年 (2020)
耕地面積	65,900	65,600	64,600	64,500	63,600
作付延べ面積	51,900	51,300	50,700	49,600	49,300
耕地利用率	78.8%	78.2%	78.5%	76.9%	77.5%
荒廃農地面積計	11,972	11,209	11,305	10,748	11,269

農林水産省統計

(3) 捕獲状況

ア 捕獲の現状と動向

本県におけるイノシシの捕獲数は、年度によりばらつきがあるが、中長期的には増加傾向にある。前期イノシシ管理計画では、中山間地域を中心に深刻な被害が続いていたことから、県全域での捕獲強化と集落ぐるみの防護対策などの総合的対策に取り組んでおり、特に、平成30(2018)年度に、それまで7～9月を支援対象期間としていた県の捕獲奨励金を非猟期(3月16日から11月14日)に拡大したことで、近年では捕獲数は3万頭を越えて高い水準を維持している(図3)。

また、狩猟者の協力のもと実施している出猟カレンダー調査等の結果からも、100頭以上の捕獲があった区域が拡大しており、全県的に捕獲圧が高まっている(図4)。

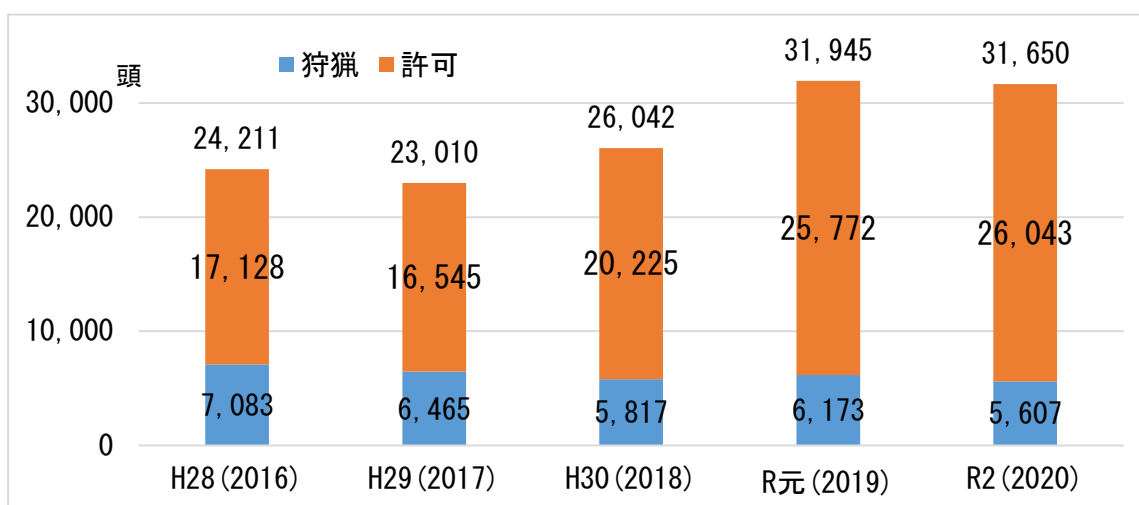


図3 捕獲数の推移と捕獲区分の内訳

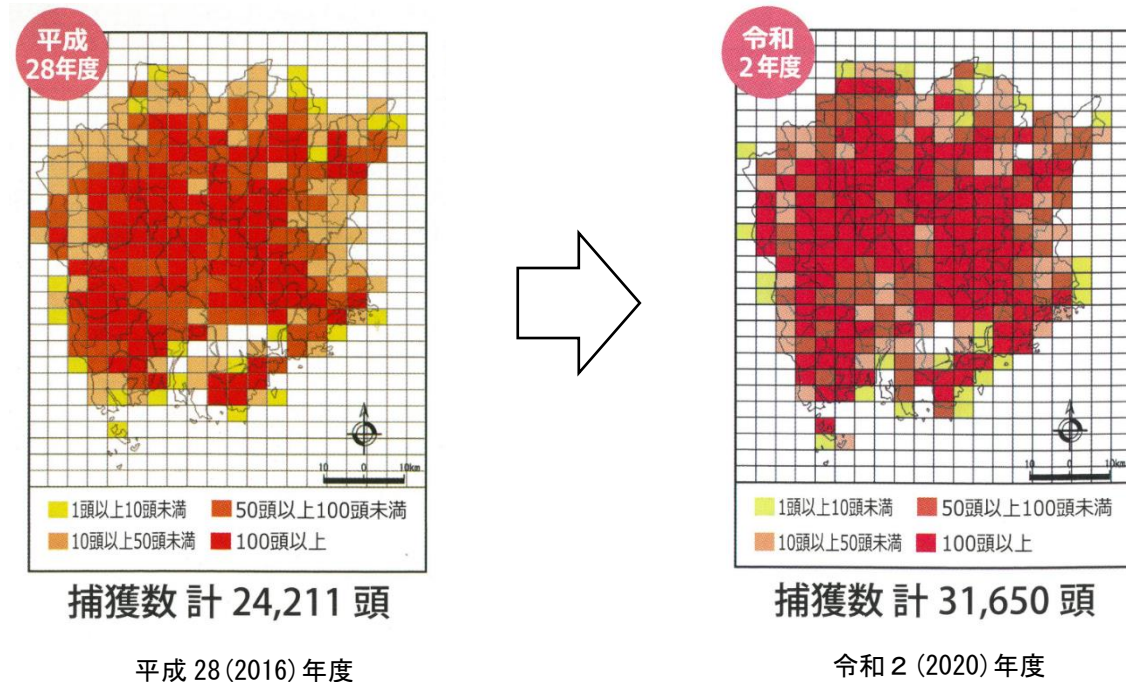


図4 捕獲状況（5 km×5 kmメッシュ図）

イ 錯誤捕獲への対応状況

県では、狩猟者に対し、ツキノワグマ等のわなによる錯誤捕獲防止のため、鳥獣保護管理事業計画の捕獲許可基準を厳守するよう指導を行ってきた。

また、万が一、ツキノワグマが錯誤捕獲された場合には、配置している特定鳥獣専門指導員が放獣等の対応に当たるよう体制を整備している。

ウ 捕獲の担い手に関する状況

県内の狩猟者登録件数は、一時期減少傾向にあったが、平成 26(2014)年度より総じて増加傾向である。特に、わな猟の登録件数は年々増加しており、令和 2 (2020) 年度には、全登録件数の 63%がわな猟であった。一方で、銃猟の登録件数は年々減少傾向にあり、巻き狩り猟などの組猟や銃器による止めさしが行える狩猟者の人手不足などが問題となっている。更に、狩猟免許保持者の高齢化も年々進んでおり、平成 22(2010)年度以降は 60 歳以上の割合が全体の約 7 割を占めている。18~39 歳の若手狩猟者の割合は、約 10%と平成 28(2016)年度(8.5%)から若干ではあるが増加傾向を示しており、その定着に向けた取り組みも必要となっている。

(4) 被害状況及び対策の実施状況

これまでの捕獲強化と防護柵設置等の防護対策により、県内の農林業被害額は年々減少傾向にある。令和 2 (2020) 年の県全体の農林業被害金額は約 9 千 5 百万円と、ピーク時の平成 22(2010)年の約 1 億 8 千万円から約半分まで減少した (図 5)。

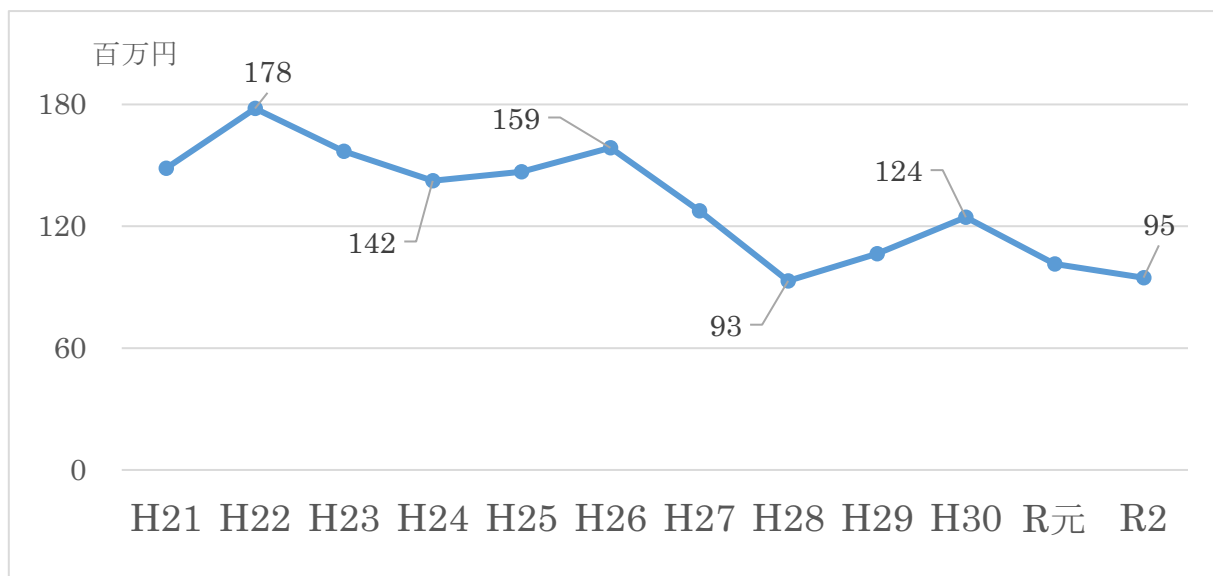


図5 農林業被害額の推移

一方で、令和2(2020)年度に県全域の農業集落を中心に実施した「生息状況及び被害状況等に関する集落アンケート調査」(以下「集落アンケート調査」という。)では、奈義町から美作市北部、西粟倉村につながるエリアや和気町から備前市につながるエリアにおいて、イノシシが「減少した」と回答した集落が面的に連続しているものの、県全体では、「増えた」と回答した集落は全県に広く分布している(図6)。

また、被害が「深刻」と回答した集落の割合は、農林業被害額と同様に年々減少傾向にあるものの、「大きい」と合わせた回答割合は4割強とほぼ変動しておらず、回答集落も依然として全県に広く分布している。

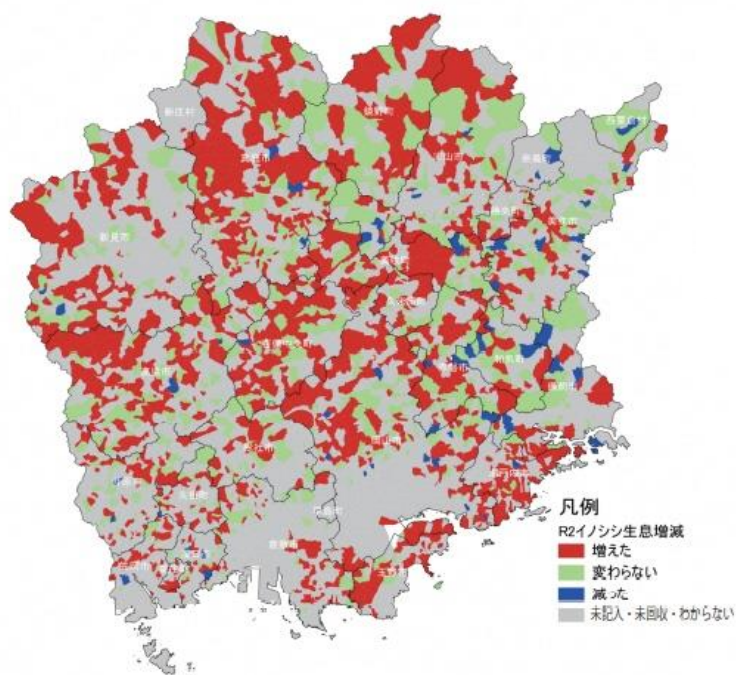


図6 集落アンケート調査の結果によるイノシシ生息増減

農業被害の軽減の観点から被害防止対策については、電気柵やワイヤーメッシュ等の防護柵の設置が進められてきたが、設置後の管理不十分により効果が減少するなどの課題が発生している。

更には、イノシシの生息分布域が平野部において拡大する中、以前にも増してイノシシの市街地やゴルフ場への出没等における生活環境被害も増加している。

6 特定計画の評価と改善

(1) 捕獲状況の評価

「5 (1) 生息動向」で述べたとおり、本県におけるイノシシの推定生息数は、平成29(2017)年度以降は減少傾向を示しており、前期イノシシ管理計画期間中の各種対策が個体数縮減に効果があったと考えられる。特に、令和2(2020)年度の捕獲数 31,650 頭は、推定された増加数の中央値 25,981 頭を大きく上回っており、このペースで捕獲圧を継続できれば、イノシシの生息数は今後も順調に減少していくものと期待される(図2、表1)。

推定生息数の調査時に行った将来予測の結果からも、令和2(2020)年度のペースで捕獲を継続すれば、国の当面の目標に基づく、県内の推定生息数の目標は、達成可能という結論が得られており(表3)、令和2(2020)年度の捕獲数は、将来予測を行った令和3年度の設定頭数 25,290 頭を6千頭以上上回っていることから、捕獲数をこのペースで維持すれば、早い段階で目標の生息数に到達することが予想される。

※ 平成23(2011)年度の推定生息数は53,771頭(中央値)と算出されたため、目標とする生息数は26,886頭となった。

表3 現在の捕獲状況で捕獲を続けた場合の将来予測

変数	5%	25%	中央値	75%	95%	必要捕獲数
個体数 R2	26,890	36,124	44,452	55,605	85,410	—
個体数 R3	17,302	26,945	36,397	48,764	79,984	25,590
個体数 R4	11,489	20,683	29,795	43,016	74,612	21,083
個体数 R5	7,595	15,720	24,633	37,900	71,113	17,371
個体数 R6	5,089	11,985	20,394	33,311	67,138	14,395
個体数 R7	3,485	9,284	16,810	29,960	63,774	11,966

(2) 被害状況及び対策の実施状況の評価と改善

上述のとおり捕獲対策は順調に進行していることから、農林業被害防止の観点からも防護対策の一層の強化を図ることが重要と考えられる。

一方で、一定期間を経過した侵入防止柵では、適切に管理されていないケースも少なくなく、倒木、落枝、大雨等の影響で破損した箇所やイノシシに開けられた穴が補修されないまま長期間放置されている場合や通電していない電気柵が設置されたままの状況が散見されている。

このため、度々、イノシシの侵入がある地域では、侵入防止柵の定期的な点検や補修など、持続的な維持管理体制の整備を行う必要がある。

また、一定期間、電気柵を設置している地域の中には、適切に柵を管理していても、防護効果が低下している地域もあることから、このような地域では、ワイヤーメッシュ等への切り替えも視野に入れた対策の改善を検討する必要がある。

7 管理の目標

(1) 目標

管理の目標は、国の当面の目標を踏まえ、生息密度の低減や農林業被害の軽減等を図りながら、イノシシの個体群を適正に管理する。

<目 標>

- ・生息密度の低減
- ・生息分布域の縮減
- ・農林業被害の軽減

<数値目標>

令和5(2023)年度までに平成23(2011)年度時点の生息数を半減させることとする。

【目標設定の考え方】

平成23(2011)年度の推定生息数(中央値)を半減

$$53,771 \text{ 頭} \div 2 \approx 26,886 \text{ 頭}$$

※令和4(2022)年1月末現在の推計値から算出

(2) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

イノシシの個体群は、自然環境下において、被害を及ぼさない安定した状態で維持することが重要である。しかし現状では、中山間地域等において、過疎化・高齢化、荒廃農地の増加、生息環境の変化等により、イノシシの分布域が人間活動の場と重なり合い、軋轢が生じている。

このため、生息密度の低減に向けて、引き続き高い捕獲圧を維持するほか、関係機関が連携して、総合的な被害防止対策を積極的に推進していくこととする(図7)。

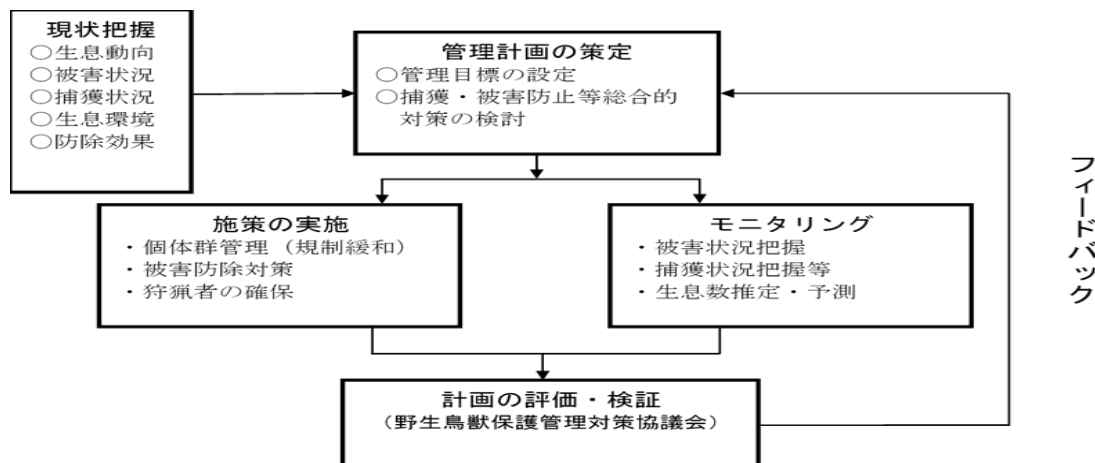


図7 イノシシ管理計画の実施フロー図

8 数の調整に関する事項

(1) 個体群管理の考え方

令和3(2021)年度に実施した生息数の推定調査結果に基づき、7の「管理の目標」を達成するために、表3には年度ごとの必要捕獲数が示されているが、必要捕獲数は、調査結果を基に算出した目安となるものであり、新たに生息数の推定や将来予測を実施した場合には、更新された値を年度別計画に反映させることとする。

また、イノシシの生息密度や分布域等については、絶えず変動し続けるものであり、引き続き、モニタリング調査を実施し、その推移を的確に把握しながら、各種施策による効果の評価・検証を行うなどの順応的管理を行っていく。

(2) 個体群管理の方法

ア 狩猟期間の延長

狩猟期間を1か月間延長し、11月15日から翌年3月15日までとする。

イ くくりわなの輪の直径の規制の緩和

くくりわなの輪の直径に関する規制を15cm以下に緩和する。

ウ 有害鳥獣許可捕獲の推進

被害状況や狩猟者数など地域の実状を踏まえ、市町村、農林業従事者等地域住民、鳥獣被害対策実施隊、有害鳥獣駆除班、狩猟関係団体の連携のもと、適正かつ計画的・効果的に有害鳥獣許可捕獲を推進する。

○ 被害実態の把握

○ 捕獲体制の充実

(狩猟関係団体との協力体制の強化、鳥獣被害対策実施隊の編成等)

○ 捕獲重点エリアの設定

○ 効果的な捕獲の推進(耕作地周辺の被害原因となる個体の捕獲等)

エ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

本計画の目標を達成するために必要と判断した場合、当該事態の発生地域におけるイノシシの生息状況と農林業被害対策の実施状況等を確認した上で、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画を定め、当該事業による個体数調整を行うものとする。

(3) 地域間の連携

イノシシは、行政域を越えて移動していることから、隣接する市町村等の地域間において、捕獲対策の具体的な協議の場を設けるとともに、生息や捕獲に係る情報交換、狩猟の担い手育成等について連携を図る。

9 生息地の保護及び整備に関する事項

鳥獣保護区等の野生鳥獣保護地域の指定と生態系のバランスに配慮した管理により、生物多様性の保全を図るとともに、長期的には人工林の間伐等による適正な森林整備や広葉樹の植栽等による多様な森林づくり等により生息環境を整え、人の生活域とイノシシの生

息域との棲み分けができる環境づくりを進める必要がある。

また、イノシシを農村集落等に近づけない対策が重要であり、特に荒廃農地やその周辺部の手入れが行われなくなった里山（竹林、薪炭林など）が隠れ場やエサ場となるほか、未収穫作物や生ゴミなどが誘引物となっている現状があり、地域が一体となって、これら被害発生要因の除去に努めるよう、棲み分け対策の重要性への普及啓発を行う必要がある。

10 被害防止対策に関する事項

イノシシによる農林業被害を効果的に軽減するためには、捕獲を強化するだけでは不十分であり、耕作地周辺への侵入防止対策や生息環境の改善、誘引物除去など、市町村、農業従事者等地域住民、農業関係団体等が連携し、地域社会が自衛のために取り組む地域ぐるみの総合的な被害防止対策が重要である。

以上のことから、県では「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。）に基づき市町村が作成する被害防止計画との整合を図りながら、次のような対策を実施する。

- 被害実態の把握
- 集落等地域が一体となって取り組む防護・捕獲体制の構築促進
- イノシシの生態・行動特性を踏まえた効果的な防護柵の整備への支援
- 荒廃農地や未利用林の管理、誘引物除去などイノシシの出没しにくい棲み分け対策の推進
- 新たな防除技術に関する情報の収集と普及（セミナーの開催、スマート技術等）
- 地域指導者の育成や関係機関及び団体の連携強化等

11 モニタリング等の調査研究

県は、本計画を検証し、順応的管理を行うため、次の事項について継続的に調査を実施する。

- 農林業被害と対策の実施状況（被害の増減・規模・防護柵の種類と効果等）
- 分布・生息状況調査（集落アンケート）
- 狩猟及び有害鳥獣許可捕獲による捕獲状況（性別・頭数・場所・方法等）
- 出猟カレンダー調査（狩猟及び有害鳥獣許可捕獲の従事者による目撃・捕獲等情報の収集）

12 その他管理のために必要な事項

（1）狩猟者の確保及び捕獲技術の向上

近年、狩猟者は、全体的には減少するとともに高齢化が進んでいるため、新たな狩猟者の確保に向けた狩猟免許制度の普及啓発に努めるとともに、若手狩猟者へ技術の伝承が図られるよう、各種施策を講じる。

特に、「わな猟免許」の取得者数は、農業等の従事者を中心に増加傾向にあり、捕獲数の増加にも大きく寄与することから、県では農林業従事者自らが被害対策の一環とし

て取り組む捕獲活動についても支援し、地域全体での捕獲技術の向上が図られるよう努める。

- 狩猟免許制度の普及啓発（狩猟免許試験の周知及び講習会・セミナーの開催等）
- 捕獲技術の向上（銃猟担い手確保に向けた専門研修、新規わな猟免許取得者への講習）

（２）計画の実施体制

県は、本計画を推進するため、学識経験者、農林業等・狩猟・自然保護団体、調査研究機関、関係行政機関で構成する「岡山県野生鳥獣保護管理対策協議会」において、モニタリング調査結果等を検証し、本計画の評価を行い、必要に応じて管理目標及び管理対策の見直しを行う。

（３）捕獲個体の活用の推進

管理の一環として捕獲した鳥獣を地域資源として有効活用する観点から、ジビエ料理の普及、加工開発、販路拡大、最終処理施設の整備等を支援する。

（４）豚熱対策の取組

ア 感染症に関する状況把握

平成30(2018)年9月に岐阜県の養豚場において、国内では26年ぶりとなる豚熱の発生が確認された。その後も感染拡大は続き、令和3(2021)年3月には隣接する兵庫県でも野生イノシシの感染が確認されるなど、岡山県内でも警戒感が高まっている。

野生イノシシの抗体保有状況の把握には、遺伝子検査及び抗体検査が必要であり、捕獲従事者によるサーベイランスが不可欠である。こうした状況を受け、本県では、令和2(2020)年度から狩猟団体と連携し、捕獲したイノシシの検査等を行っている。

イ 捕獲強化の推進

県では、豚熱の拡大に備えて、国通知「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲の強化について」により捕獲重点エリアを設定し、市町村、猟友会等と連携した有害鳥獣許可捕獲や狩猟による捕獲強化を、通年(4～翌年3月)で推進する。

（５）その他

本計画を推進していく上で、隣接する兵庫県、鳥取県及び広島県と情報交換を行うなど円滑な連携に努める。

狩猟者や行政・団体職員等を対象として、法令、事故防止、捕獲技術等について、研修等による人材育成を進めるとともに、鳥獣の生息状況を効果的に把握するための技術開発、捕獲した個体の有効活用や効率的な処分等に関する情報の収集及び提供を行う。

イノシシ管理計画のこれまでの変遷

1 第1期計画

- ・計画の期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日（1ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域（但し、備前市鹿久居島を除く。）
- ・規制緩和内容 狩猟期間延長

2 第2期計画

- ・計画の期間 平成19年4月1日～平成24年3月31日（5ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域（但し、備前市鹿久居島を除く。）
- ・規制緩和内容 狩猟期間延長（継続）、
くくりわな直径規制の緩和（平成21(2009)年度～）

3 第3期計画

- ・計画の期間 平成24年4月1日～平成29年3月31日（5ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域
- ・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、くくりわな直径規制の緩和

4 第4期計画【第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理計画）】

平成26年5月に鳥獣保護法が一部改正され、「特定鳥獣保護管理計画」から「第一種特定鳥獣保護計画」と「第二種特定鳥獣管理計画」に区分された。

- ・計画の期間 平成27年5月1日～平成29年3月31日（2ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域
- ・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、くくりわな直径規制の緩和
- ・管理目標 農林業被害の軽減、生息密度の低減、生息分布域の縮減

5 第5期計画【第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理計画）】

- ・計画の期間 平成29年4月1日～令和4年3月31日（5ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域
- ・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、くくりわな直径規制の緩和
- ・管理目標 農林業被害の軽減、生息密度の低減、生息分布域の縮減

6 第6期計画（素案）【第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理計画）】

現行の第5期管理計画が令和3年度末で終了するため、令和4年度からの5年間に係る第6期計画を策定する。

- ・計画の期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日（5ヶ年）
- ・計画の区域 岡山県全域
- ・規制緩和内容 更なる狩猟期間延長、くくりわな直径規制の緩和
- ・管理目標 農林業被害の軽減、数値目標の設定、生息密度の低減、生息分布域の縮減

